



下水道法施行令の一部を改正

国土交通省は、下水道法施行令の一部を改正する政令案を発表し、平成 23 年 9 月 30 日までパブリックコメントを募集しました。

改正の概要は以下の通りになります。

① 1,1-ジクロロエチレンの排水基準緩和(下水道法施行令第 9 条の 4 関係)

平成 21 年 11 月、WHO 飲料水質ガイドライン及び水道水質基準の改正を踏まえ、1,1-ジクロロエチレンに係る水質環境基準が緩和する改正が行われました。これを受けて、排水基準を定める省令も改正され、基準が緩和される見込みです。

上記の背景を踏まえ、同条第 1 項第 15 号に規定されている特定事業場から下水道に排除される 1,1-ジクロロエチレンの排水基準も、0.2ml/l から 1mg/l に緩和します。

② 計画放流水質区分に対応する処理方法に、「膜分離活性汚泥法」を追加(同第 5 条の 6 関係)

「膜分離活性汚泥法」については、計画放流水質区分に対応する処理方法としての規定がされていませんでしたが、同法の実績が蓄積されてきており、計画放流水質区分への位置づけの一般評価がなされました。そこで、「循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法」と「循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法(凝集剤を添加して処理するものに限る)」を追加し、同条 1 項第 3 号に規定している表を簡素化します。

以上の改正を平成 23 年 10 月 21 日に公布し、同 11 月 1 日に施行する予定です。

当社では下水の他にも環境水、排水、飲料水等、様々な種類の水質分析についての長年の経験と実績があります。お気軽にご相談ください。

資料 2011 年 8 月 31 日付 国土交通省 HP
生活環境箇所 大塚卓也

微量 PCB 廃棄物処理の支援事業

東京都は微量の PCB に汚染されたトランスなどの電子機器や絶縁油の処理を進めるため、都内に微量廃棄物を所有する中小企業の処理費用を一部、助成する制度を平成 23 年度から平成 27 年度まで行います。

《制度の概要》

1. 助成対象となる廃棄物

① 微量 PCB の含有が確認された絶縁油、② 微量 PCB 絶縁油が封入されたトランス、コンデンサ等の電気機器、③ 微量 PCB 絶縁油が付着し、若しくは封入されたドラム缶

2. 助成対象者

個人や中小企業団体等

3. 助成対象経費

① 電気機器から微量 PCB 絶縁油の抜き取りに要する経費、② 助成対象廃棄物の運搬及び処分に必要な経費

4. 助成金の額

助成対象経費の合計から同等の微量 PCB を含まない廃棄物の処理に必要な経費の合計を控除した額の 2 分の 1 の費用(但し、限度額があり)

微量 PCB に汚染されているか否かについては、絶縁油中の PCB を分析することにより判定しなければなりません。当社では、絶縁油中の PCB 分析について多くのお客様からご依頼を頂き、多検体、短納期の体制で行っておりますので、絶縁油中の PCB 分析についてはお任せ下さい。

資料 2011 年 9 月 1 日付東京都 HP

衛生技術箇所 佐藤亮平

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. 微量 PCB 廃棄物に係る処理業の許可について [岡山県](#)
2. 被災地の水質モニタリングにおいてダイオキシン類が検出



放射性物質の測定を開始しました!

福島第一原発事故を受け、高まる需要にお応えし、放射性物質の測定を開始しました。サーベイメータによる工業製品の表面汚染や、水・食品などの放射能測定、さらに 8 月末からゲルマニウム半導体検出器を用いた核種ごとの精密測定を開始しています。

お問い合わせはこちら

